

三鷹市ベビーシッター利用支援事業取扱要領

(目的)

第1条 本事業は、待機児童の保護者若しくは育児休業を1年間取得した後復職する保護者が、子が認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業所へ入所するまでの間、又は夜間帯保育を必要とする保護者が、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を助成する。

(事業実施期間)

第2条 本事業の実施は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(定義)

第3条 この要領で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）で使用する用語の例による。

(事業内容)

第4条 本事業は、東京都、三鷹市及び公益社団法人全国保育サービス協会の三社が連携し、一定の要件を満たした認定事業者において利用できる割引券等を利用者に交付することにより実施する。

(助成対象者)

第5条 この要領に基づく助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 支援法第20条第3項の規定による保育の必要性の認定を受けたにもかかわらず、保育所等を利用できず、養育する子が待機児童となっている保護者（以下「待機児童の保護者」という。）
- (2) 子が0歳児で、保育所等の申込をせず、育児休業を1年間取得した後復職する保護者（以下「育児休業満了者」という。）
- (3) 夜間帯に定期的な就労等があるため、保育を必要とする保護者

(対象者確認書の交付)

第6条 待機児童の保護者の利用要件については、保育所等入所申込みのために提出された書類により確認を行い、対象者には対象者確認書を交付する。

2 育児休業満了者の利用要件については、保育所等入所の必要書類に準じた書類の提出を求めることにより確認を行い、対象者には対象者確認書を交付する。

3 夜間帯保育を必要とする保護者の利用要件については、保育所等入所の必要書類に準じた書類の提出を求めることにより確認を行い、対象者には対象者確認書を交付する。

(助成対象期間)

第7条 前条に規定する助成対象者への助成期間は、助成対象者の子が、満6歳に達する年度の末日までとする。

(利用時間)

第8条 本事業の利用可能時間は、月曜日から土曜日まで（ただし、祝日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）の午前7時から午後10時までとする。ただし、夜間帯保育を必要とする保護者の場合、24時間365日利用可能とする。

2 対象児童の保護者が休暇の日（体調不良等による欠勤を含む。）や、産休・育休中は、利用できないものとする。

3 対象児童一人当たりの利用上限は、次のとおりとする。

保育短時間認定の場合 1日8時間かつ月160時間まで

保育標準時間認定の場合 1日11時間かつ月220時間まで

(ただし、夜間帯保育を必要とする保護者の場合の利用上限は、月220時間)

4 具体的な利用時間は、前各項に定める時間の範囲内で、対象者確認書が交付された保護者と認定事業者との契約により定めるものとする。

(利用料金等)

第9条 利用者は、本事業の専用システムにおいて発行した助成券を利用することにより、第8条第1項のいずれの時間帯においても、1時間当たり150円(税込)の利用料で本事業を利用することができる。

なお、1時間に満たない時間の取扱いは、各認定事業者の規定によるものとする。

2 利用料以外の料金(入会金、キャンセル料、保険料等)は、認定事業者と利用者との契約によるものとし、助成の対象外とする。

ただし、対象児童の体調不良に伴い、保育予定日の前日又は当日にやむを得ずキャンセルした場合の、1時間当たり2,460円(税込)を上限に事業者が設定するキャンセル料のうち、利用者負担額(1時間当たり150円(税込))を除いた額については、助成の対象とする。

(認可外保育施設との併用利用)

第10条 認証保育所や認可外保育施設との併用利用も可能とするが、三鷹市認可外保育施設利用助成金の支給対象外とする。ただし、三鷹市定期利用保育室ひなたとの併用利用については、不可とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に当たっては、「令和6年度ベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)の運用について(通知)」(4福保子保第4565号)に準じて実施するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。